A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける租税転嫁論の展開

——古典学派における財政思想 (三)——

箕浦格良

一

A・スミスは土地の地代について「土地の使用に対して支払われる価格と考えられる地代は、自然、借地人がその土地の現実の諸事情のもとで支払いうる最高の価格である」と定義し、「借地契約の条件をとりきめるばあい、地主は、借地人が種子をとり、労働に支払い、家畜その他の営農用具を購入保全すべき資財を維持するのにたりる額に、その近隣における農業資財(farming stock)の通常の利潤を加えた額よりも大きな生産物の分けまえが、借地人の手もとにのこらぬように努力する。この分けまえこそ、借地人が損をせずに満足できる最少の分けまえであることは明らかなのであって、地主がこれ以上の分けまえを借地人にのこそうとするばあいはめったにない。この分けまえ以上の生産物部分、またはこれと同一のことであるが、その価格部分がおよそどれほどのものであろうとも、地主がそれをこの土地の地代として自分の手もとに留保しようと努力するのは自然であり、

またこの地代がその土地の現実の諸事情のもとで借地人が支払いうる最高のものであることも明らかである。実際のところ、地主が物おしみしなかったり、またはいっそうしばしば無知であったりするために、この部分よりすくないものしかうけとらぬときもあるし、また、いっそうまれには、借地人が無知であるために、多少とも余分に支払うことを約束する、つまりその近隣における農業資財の通常の利潤よりも多少ともすくないもので満足するときもある。それにもかかわらず、この部分こそ、土地の自然的地代（natural rent）と考えてさしつかえないものであり、いいかえれば、大部分の土地がそれと交換に貸されるべきその地代を当然意味するものと考えてさしつかえないものなのである。」(1)とその本質について説明している。A・スミスは地代を以て利潤、労働賃銀とともに収入の源泉であるという。即ち土地及び資本の私有が許されている社会に於ては各個人における収入の源泉は地代、利潤及労働賃銀である。この地代、利潤及び労働賃銀が一切の収入の三源泉でありその他の収入はすべて之等の各々から、或は之等のものの中の二、或は之等のすべての源泉から発生するものである。そうして商品価格、或はその交換価値は之等の三要素に分解し得るものである。一国の総生産物に於ても同じことであり、又一国の総生産物は之等の三者として分配されていかなければならないといい、すべて交換価値及び一切の収入の本源的源泉と見るのである。斯くの如く各個人の収入は結局においてはこの三種の源泉即ち地代、利潤及び労働賃銀より生ずるものであるから、如何なる租税も、この三種の収人にかけなければならないと地代、利潤及び労働賃銀、又はこれ等の二、或はすべてのものを課税の対象とするのである。(2)

A　スミスは地代に課せられる租税を土地の収益に課せられる租税と土地の上における物件による収益即ち家屋賃料に課せられる租税とをとり上げている。

A・スミスに従えば地代に課せられる租税の課税方法において一定収益の推定課税によるものと、現実の収益を把握して課税するものとあることを指摘して、一定収益の推定課税による地代税を配賦税とするときの弊害を詳述している。即ち地代に課せられる租税は、一定の標準 canon により、即ち、各地区の地代を評価して一定とし、その評価の後変更されないものとして賦課せられることもあり、また土地の真実の地代が変ることに変り、その耕作の改良又は衰退につれて高低するような方法で賦課されることもある。斯くてA・スミスは地代税においては地代の評価を不変の評価価値によるものと可変の評価価値によるものと二種に分けるのである。そうして一定不変の標準により各地区に配賦 assess する地租 land-tax は、その制定当時は公平であっても、その国の各地において耕作上の改良と怠慢との度が変ってくるに従い、時のたつにつれて、不公平とならざるを得ないと論ずる。即ち地代の不変の評価価値によって課税するときは不公平なる租税となるという。(3) 土地の現実の収益を評価せず、之を推定して外形標準によって課税するときは現実の収益には高底あるものであるが、この実収益とはなれた課税方法であるから能力課税とならないので不公平なる租税となるということを指摘しているものと思われる。又一定収益の推定課税は耕作に改良を加へ収益が増大しても実際の納税には変りはないし又耕作上の怠慢によって収益の減少を見たるときも納税は従来と変りはない。又一定収益の推定課税を配賦するときは国家の立場からは租税収入の確定、安定、徴税手続の簡素ということで利益があるも、納税者の立場からは極めて不公平なる課税方法なることを併せ指摘しているものと思われるのである。

A スミスは土地に対する租税の負担関係については納税者は小作人であるが地主に転嫁する租税であるとして、真実の納税者は常に地主であるが、然しこの租税は普通小作人によって前以って納付されるのである。而し

て地主は地代の支払に際してその租税額だけ控除せなければならない。そうして又ここに所謂配賦税、即ち各地区に課せられる租税は、その地代の増加に伴ってその租税は増加しないものである。故に土地を改良して得る地主の利潤の増加分については課税されないことになる。土地の改良により、その地区内の他の地主の負担が軽減されることはもとより考え得るところであるが、かりに、ある特定の土地において、租税の負担が増加すべき原因が発生したとしても、それは通常極めて軽微であると考えられる。従ってその為それ等の土地の改良を阻害したり、租税の負担の増加なかりし従前の土地の生産物の収穫量に達し得たと考えられる収穫量以下に下ることはないと考えられる。即ちそれはその量を減少せしむる傾向をもつものではないとすれば、その生産物の価格を騰貴せしむるものではない。又それは人民の勤勉を妨害しない。尚、租税の支払に不可避である不都合をのぞいてこれ以外の不都合を地主に課するものではないという。(4) もし不変の評価価値によるときは、それは不公平なものとなる惧れがあると論じていることは既に述べた如くであるが、不変の評価価格が地主にとって有利となるときがある。それは、一国が繁栄して地代が騰貴すること、そうして尚この租税は貨幣で納付すべきものなるが故に、土地の評価価格も亦貨幣で以て表示されている。従って貨幣及び銀の価値が一定しているときは地主に有利となるのである。評価価格の不変性ということは納税者にとっても国家にとっても年月が経過するに伴って社会的、経済的事情が変化していくから不都合なものとならざるを得ないのであると述べている。(5)

Ａ・スミスに従えば、土地の生産物に対する租税は、その実質においては地代に課する租税であるとなし、収穫比例税にありては納税者は農業者であるが、それは転嫁せられて地代を侵蝕するというのである。即ちそれはあらかじめ農業者によって前以て納付されるにしても、終局的には地主が負担することになるのである。生産物

の一定の部分が租税として納付しなければならないときには、農業者にありてはこの租税の部分は毎年平均してその価値を算定し、その平均額を控除した地代を地主に支払うことに同意するというのである。斯くの如くA・スミスに従えば小作人に課せられる地代に対する租税はすべて転嫁せられて地主の負担になると考えるのである。然しながら地主に課せられる地代に対する租税は従来と諸条件に変化のないときはその租税額だけ地代の騰貴となって小作人に転嫁せられる可能性は考えられる。仮令地主の財産としての土地に対してその収益たる地代を課税標準として課する地代税としての地主の財産税的性格のものであっても亦それが収益税的性格のものであっても、その転嫁の可能性は考えられるところである。又小作人に課せられる地代に対する租税はそれが形式的収益税であっても亦実質的収益税であっても地主に転嫁せられる可能性の認められないときもある。小作人に課せられる地代に対する租税は推定課税であっても収穫比例税であってもすべて小作人の負担となり地主は自己の所得を保持するため地代減額は行わないこともあり得ると考えられる。然るにいずれの場合も地主の負担となるものと考えているのである。即ちA・スミスに従えば土地における生産物の価格よりその収穫に必要なる諸経費及び耕作者の取得する自然利潤とを控除したる差額が地代を形成することになる。従ってこれに一定の利潤率が前提となっている限りにおいては小作人に課せられる収穫比例税にありてもその耕作に必要なる経費に加えられて地代を減額することになるのである。換言すれば小作人に課せられる土地に対する租税はすべて地代の減額という形態において地主に転嫁するというのである。このことをば敷衍し演繹してくるとA・スミスは利潤率が一定しているということを前提として、苟も耕作者即ち小作人の自然利潤を侵蝕する性質のものはすべて地主に転嫁せられて終局においては地主負担ということになる。常に地主の利益のためにそれを擁護してきたA・スミスにあ

りても、地代と利潤との関係をこのように考えると同時に又一面において勤勉なる小作人の利益擁護に立っているのである。そうして少くとも農業者として一種の地租たる教会の十分の一税 tythe(6) が年々の平均の価値を予め算定して予測しないものはいないのであるとなし、十分の一税その他すべてこの種の租税即ち収穫比例税は公平と考えられるがその実質は不公平なる租税であるという。生産物の一定部分は、土地の状況によって、地代の相当部分として見れば大小その程度が異なるものがあるからである。土地が極めて肥沃なるものとすれば、その生産物の収穫も亦大であるから、その半分にても農業者に対してその耕作に投じた資本金 capital をその近隣における農業資本 farming stock の普通の利潤と共に償却するのに充分足りるものと考えられる。このときの他の半分の価値は、もし十分の一税が課税されないとするならば、これを地代として地主に支払って差支ない筈である。そうしてもし生産物の十分の一を十分の一税として納付しなければならないならばその地代の五分の一の減額を請求しなくてはならないことになるのである。それは資本金を普通の利潤を以て回収することはできないからである。この場合地主の地代は全生産物の半分即ち十分の五ではなくして、その十分の四となる。之に反して土地が貧弱なるが故にその生産物の収穫が少なく、その耕作費は非常に高くて、その全生産物の五分の四が農業者の資本金を普通の利潤において償却するために必要であると仮定してみると、この場合は、たとえ十分の一税が課税されなくても、地主の地代は、全生産物の五分の一即ち十分の二以上たることを得ないことになる。然るに農業者はその生産物の十分の一を十分の一税として納付しなければならないものとするならば、前の場合と同様、地主へ地代の減額を要求しなくてはならないことになる。従って地主の地代は全生産物の十分の一に過ぎないこととなる。斯くして十分の一税は地代に対して極めて不公平なる租税となるとともに、地主の改良にとっても、

農業者の耕作にとっても大なる障害となるのである。即ち経費の支出に対して全く力を致さない教会が利潤の分配のみに大いに与ることになるならば、地主は大切なることと考えられても、概して多額の経費を要する改良に着手する筈はないし、又農業者は有用と考えられても、概して多額の経費を必要とする作物を作付することはできないからであるとA・スミスは反対するのである。A・スミスに従えば租税が直接に地代に課せられると間接に土地の生産物に課せられるとを問わず常に地主の負担となるものである。租税が直接に地代に課せられるときは地主は封建的所有者であるからして之を他に転嫁することはできない。従って当然に地主の負担となる。租税が土地の生産物に課せられるときには租税は小作人によって納付せられるけれども小作人は経営の破綻を回避する為に地主に転嫁することになるという。(7)

A・スミスによれば、地代税において地代に準ずる課税対象として家賃をとりあげて家賃税を論じている。家屋の賃料 rent of a house はこれを二つの部分に区別することができるとなしそれを建物賃料 building rent と普通敷地代 ground rent とするのである。建物賃料は家屋建築のために支出される資本 capital の利子又は利潤をいうのであるとその意義を明らかにし、家屋を建築して貸付けるのは第一にはこの資本を確実な担保をとって貸付けるときの利子と、第二に家屋を常に修繕しておき一定年限内にその建築に使用せられたる資本を償却するに充分でなければならないとその本質を明らかにする。そうして建物賃料又は普通の建築利潤はその時の利率によって規定せられる。家屋の賃料のうち合理的な利潤を提供するに足るもの以上の部分はその額を問わず当然に敷地地代になるものである。借家人が支払うところの家屋の賃料に対する租税は一部は居住者に一部は土地所有者に帰着するものであるという。(8)

A・スミスに従えば地代は各個人における収入の源泉として、課税対象としてその正当性を認める。然し地代税を定額税とするときはA・スミスの所謂租税の四原則のなかで公平の原則には反するが他の三原則には一致するものである。地代税を定額税とするときは地代が騰貴すれば地主に利益をもたらす、又地代が下落すれば地主は損失をする。然しいずれにしても租税収入には変化はきたさない。又貨幣価値の変動によって、即ちその下落によっては地主に利益を与え国家に損失を与える。又その騰貴によって国家に利益を与え地主に損失を与えるものである。斯くの如き地代税に定額税の制度をとっているのはイギリスの制度であるが、社会事情殊に経済事情の変化に伴って税額が変化せず国家又は地主のいずれかに利益又は損与をきたすような制度は永久性をもたなければならない国家における制度としては不適当である。従って社会事情、経済事情の変化に即応する定率税制度を主張するのである。地代が変化すればそれと共に必ず変化する土地の租税、換言すれば、耕作上における改良と怠慢とに応じて増減するところの租税が、あらゆる租税の内で一番公平なる租税である。如何なる租税と雖も、結局において、地代に帰するものであるから、それは終局的にそれを支払うところの元資に公平に課税すべきであるとフランスの重農主義は主張している。租税は常にそれを終局的に支払うところの元資 found にできるだけ公平に落ちるように課税すべきであるというのは、たしかに真理であるというている。(9) 地代税が斯くの如く弾力性を有することになれば土地の改良によって国家は土地を騰貴せしめ租税収入の増大を計らんとする。又地主もそれによって地代の増大を計らんとする。然しながら地代の増加は地代税の増加を意味するものであるから地主の土地改良への意欲を喪失する懸念があるので地主の土地改良費の償却が終了するまでその改良前の地代によるのがよいと考えている。又地主をしてその所有地の一部を自作せしむることは極めて重要である。この地主

の自作による土地の地代の評価はその近隣の農業者と地主との公平なる裁定によるべきであり、地主の自作地に対しては地代税の軽減を行うように提案しているのである。地主の資本は小作人の資本より大である。従って地主は耕作技術が劣っていても大なる収穫をあげることが可能であるし又地主は耕作上の実験をなし得る余裕があり、その実験の成功は全国の改良と耕作の進歩に裨益するからである。(10) 地主が賃貸契約の更改に当って地代を上げる代りにその小作人より一時金 fine を徴収し、又地主が賃貸契約の内容として小作人に対して一定の耕作方法によること、賃貸期間中特定の作物を継続して耕作すべきこと指定することがあるがこれは一種の附加的地代、貨幣地代 lent in money に代る賦役地代 lent in services である。又地主が小作人に対して貨幣地代の代りに実物地代 lent in kind を要求する。斯くの如き地代は地主にとって有利である以上に小作人にとって有害である。従って斯くの如き地代は普通の貨幣地代より高率課税をとるべきである。然らば社会にとって有害なるこの種の慣習は之を阻止し得るであろうと主張するのである。(11) 斯くてA・スミスにありては地主のみならず小作人をも擁護するのである。農業も一種の生産的労働であり、国富の源泉をなすものである。A・スミスは農業における生産的労働の維持を擁護するがためには小作人に有害となるところの之等の慣習又は社会の諸制度は許されなかったのではないかと思われる。それは資本家的立場にありながらもその経済理論によって判断せられ、地主と小作人との関係を公平に論断しているのである。(12)

A・スミスの経済学上の学説と同様、財政理論上の学説においても之を継承してそれを更に精密にして財政理論、殊に租税理論を打ちたてたのはD・リカアドオであることは一般に知られるところである。

D・リカアドオに従えば地代とは土地の生産物に於て、土壌の本源的、即ち本来なる、そうして破壊し得ざる

要素 the original and indestructible powers of the soil を使用する事に対して地主に支払われる部分、即ち土地生産物又はその価値をいうのであるという。そうして同じ額の資本と労働とを投下したとしても、土地そのものの地味及び地位に自然的差別即ち優劣の差を有するから同じ面積の土地に於てもその生産物の生産量については差を生ずるものである。この差額が地代となるのである。従って耕作されているすべての土地がその自然的生産力を異にしている限り耕作限界にある土地以外は斯くの如き意味に於てすべて地代を有していると言うのである。これは地代の成立及びその増進に関して平均利潤を前提して考えられている。換言すれば種々異った同一面積の土地はその地味が不等であるから同等の労働及び資本の投下によって獲得する同種の生産物の量は各土地によって異なる。従ってそれよりも優等の土地の所有者に対しては最劣等の土地以上に生産する生産物分が穀物地代として支払われる。各土地は地味が不等であり同種生産物も各土地によって労働価値を異にする。それより優等の土地の所有者に対しては、その土地の生産物の労働価値と耕作限界地の生産物の労働価値との差額が価値地代として支払われる。従って耕作がそれより劣等の土地へ進むに伴ってそれより優等の土地への地代は増大するのである。すべての土地に収穫逓減の法則が作用する。従って同一の土地に順次に投下される労働及び資本によって得られる生産物の分量が漸減してくる。故に先に投下された労働及び資本の各単位によって獲得する生産物と最後に投下された単位によって得られる生産物との差額が穀物地代として支払われる。同一の土地の同種生産物であっても各その労働価値を異にする。故に最大の労働価値を有する部分以外のものは、これとの差額だけ価値地代となる。従って耕作が集約的となるに伴って地代は益々増大するとなし差額地代説を主張するのである。(13)

J・S・ミルにありては労働、資本及び自然的条件 natual agents の三者を生産要素とするのである。そうし

て労働者、資本家とともに生産にとって必要とせられるものは社会制度 the arrangements of society によって、自然的条件を独占的所有する個人である。この自然的条件を独占する個人は生産に於て必要なるものであり、又生産物の分配を要求し得るものである。個人が独占し得る主なる自然的条件は土地である。そうして地主が人類の創造せざるものを所有し、以てその生産物の分配を要求するもののなかで多人数であり、重要なるただ一つの階級であるとなし、そうしてその土地の使用に対する対価 consideration を地代というとその意義を明らかにしている。そうして地代が自然的条件であるところの土地を独占することによって発生するものであることは明であるとなし、この土地の独占は自然的独占で之を取締り得るものであり、社会一般の委託物として保有し得らるるものであるが、然しながらこの土地の独占を妨げることはできないのである。地主がその所有する土地から地代を要求することのできるのは、土地は多数人の欲するものであり、之を求むるには土地を独占する地主より外には之を獲得することはできないからである。尚現実に於ては一国の土地がすべて一個人によって所有せられ、又小数の個人によって所有せられ之が結合することもない。従って現実に於ては自由競争の行われるものと仮定をたてなければならないと述べている。(14) さて地代に課せられる租税について、J・S・ミルは之は悉く地主の負担となり、地主はこの負担を他に転嫁することはできないという。(15) この点についてA・スミスに於ても租税が直接に地代に課せられると間接に土地の生産物に課せられるとを問わず常に地主の負担となるものである。租税が直接に地代に課せられるときは地主は封建的所有者であるから之を他に転嫁することはできない。従って地主の負担となる。租税が土地の生産物に課せられるときには租税は小作人によって一応納付せられるけれども小作人はその経営の破綻を回避するために之を地主に転嫁することになる。そうして農業に投下されたる資本の利潤に

対して租税が課せられるときに於ても租税によって農業生産物の価格の騰貴となって、以て消費者に転嫁することはあり得ないのである。従って地代の減少となって地主に転嫁してゆくのである。又農業労働者の賃銀に対して課税されるときに於ては農業労働者の雇傭主である農業者は地代の支払を減額させることによって前以て納付せる租税に対する利潤と共に之を地主に転嫁するのである。従ってこの場合租税及びその前貸利潤の終局的負担者は地主であると主張しているのであるが、[16] D・リカアドオに於ても地代に対する租税は独り地代にのみ影響するであろう。それは全部地主の負担するところとなるし、そうして又之を如何なる階級の消費者に対しても転嫁され得ないであろう。又地主に於ても農業者の支払う地代を騰貴せしむることは出来ないであろう。即ち農業者は最も生産的にあらざる耕作地から獲得せられる生産物と、各その他の品質の土地より獲得せられる生産物との間の差額について変化せしめずにおくであろうからである。一般には土地に対する地代ということは農業者がその地主に対して支払う価値の全額に対して適用されているのであるが厳密にいえばその一部のみが地代である。そうして地代に対して租税を課することは、即ちこの社会に於ける耕作限界を移動せしむることにはならないのである。これは農業生産物に於ては従前よりも、より多く需要がなされることも、又従前よりも需要がより少くなることもあり得ないのである。従って土地は凡て従前通り耕作されるからであるというている。[17] 即ち耕作限界の不変ということは、農業生産物を獲得するための投下労働量が不変ということに外ならないし又農業生産物を獲得するための投下労働量が不変ということは、農業生産物の価値が不変であるということと同じ意味となるのである。一般に地主に於ては土地に建築物の建設、又はその他の各種の施設をしているが、これは地主の投資 stock であって一般にいうところの地代の中には斯くの如き地主の投資に対する利潤が含まれているのである。

従って斯かる地主の投資に対する利潤を併せ含んでいるところの地代に対して租税が課せられると、その結果に於ては前とは異ったものとして現れてくるのである。即ち此場合に於ては利潤に対する租税が含まれている。従って土地の使用に対して地主に支払われる部分と地主に於ける資本の使用に対して支払われる部分との間には混同せられてその区別をつけるに困難であるからである。地代に対して租税が課せられるとその租税の一部分は地主の利潤の上に落ちることになる。従って原始生産物の価格が騰貴しない限りは耕作が妨げられることになる。従って農業生産物の需要が従来と同等の分量を必要とする限りに於ては、その耕作は従来と同じであらねばならない。斯く考えてくるとその耕作は農業生産物の価格を騰貴せしめなければ成立たないことになるのである。少くとも地主の投資の利潤の上に落ちた部分の租税の額だけは、その農業生産物の価格を騰貴せしめなくてはその耕作は成立たないのである。斯くて農業生産物の価格は騰貴をすることになるし、その部分に於ける租税はその農業生産物の消費者に転嫁されることになる。そうして之は地主も農業者もその負担とはならないのであると論ずるのである。[18] 要するにD・リカアドオに従えば地代は土地に於ける土壌の本源的にして破壊し得ざる要素によって発生するものであり、この土壌の要素 the powers に於けるその優劣からその差異が発生するものであり、之は農業生産物の価格を構成するものではなく農業生産物の価格によって地代が決定せられる。従って地代は農業生産物の価格を構成しないのであるから、地代に課せられたる租税に於てもそれだけ農業生産物の価格を騰貴せしむることはなくその農業生産物の消費者に之が転嫁せられることはない。従って地代に課せられる租税は地主の負担となるものであるが、然し現実に於ては所謂地代の中には地主の土地に対する投資の利潤を含む場合がある。即ち地主がその土地に対し各種の設備を施す場合があるが、この施設に対する利子部分に対して租税が課

せられるときは、この部分だけは農業生産物の価格を騰貴せしめ、その農業生産物の消費者に転嫁してゆくというのである。J・S・ミルにありては地代に課せられる租税はすべて地主に帰着し、地主はこの負担に対して之を他に転嫁することができない。換言すれば地代に租税を課することは地主から租税額を取上げて之を国家へ移転するという効果だけである。地代に租税が課せられたるの故をもって、その農業生産物の価値又は価格に影響を及ぼすものではない。即ち農業生産物の価値または価格は最も不利なる事情に於ける生産費によって決定せられ、これらの事情のもとに於ては決して地代の支払はなされるものではないからであるという。地代に課せられる租税は地主の負担となり、この負担が他に転嫁しない、そうして又農業生産物の価値又は価格にも影響を及ぼさないものであるが、これは地代が自然的理由 natural causes によって発生するか、又は小作人のなしたる改良によって発生する地代のときに限るのである。地主にしてその土地を改良しその土地の生産力を増加したるときは、之とはその趣が異ってくるということをJ・S・ミルに於ても指摘している。即ち地主にしてその土地を改良し、その土地の生産力を増加するときは地主は小作人よりその報酬として、土地の改良をなさず、又その土地の生産力を増加せしめざりしときの地代よりは多額の支払を受取るのであるが、この部分は地代と混合している。これは地主の立場から考えても亦小作人の立場から考えても亦その額を決定する経済法則から考えても地主にとりては資本利潤としての性質をもつものである。地代に課する租税がこの部分に対しても課税されるとすれば、地主にありては敢てその土地を改良し、その生産力を増加せしむるような作業はなさないものと考える。その土地の改良は地主のみが之をなすものとは限らず、地主において之をなさなくても小作人の自己資本によって之をなすこともできるし、又小作人の債務を以って之をなすこともできるし、又改良をなさずして終る場合もある。

又その土地の改良をなしたからといって必ずしも農業生産物の価格を騰貴せしむるものではない。従って斯く論ずるときは所謂名目的地代のなかで地主の投資に対する利潤であると考えられる部分に対する地代に対して課せられる租税は之を免除しなければならないことになるが、斯かる論議は必要としないのである。或階級に特別の租税を課し之が他の階級に課せられたる租税と均衡しないときは不公平なる租税である。即ち斯かる租税はその公平を侵し、かたよりたる徴税をなすものといわれなければならない。地代に対する租税にしても、その土地の市場価格により評価されなければならないときもあるし、又その土地の改良によって、その土地の市場価格の騰貴する場合もあり、この土地の市場価格によって評価されなければ正当に行うことができない場合もある。地代に対する租税としないで、その他の所得の税と対等の地位をもつ租税として施行するときは、その土地を改良することによって発生する利潤を侵蝕するものであると論ずるものがあるも、この論議は適当でない。即ち一般に利潤に於ても、地代に於ても、いずれも共に租税が課せられており、地代の形態をとっている利潤も、その他の各種の利潤も共にその利潤に負担がかかっているからである。然しながら両者の税率を異にする場合は公平ではない。すべて利潤は本来の所謂地代に対する租税より税率が低く課せられるべきものであるから土地に対する投資の利潤に対し、一般の利潤に対する租税よりも多くの租税が課せられていることになり、土地の改良より発生する利潤を或程度侵蝕しており、課税の不公平と言うことがいえるのであると論ずるのである。(91)

J・S・ミルにありてはA・スミスとその論趣を異にし、十分の一税は消費者の負担となるものであって、地主の負担に帰するものではない。収穫比例税とせずその従量に対して一定額を課税するときも変りはないと述べる。(20) D・リカアドオにありても十分の一税は消費者の負担となることを主張するのである。即ち「十分一税は土

地の總收穫に對する租税であつて、原生產物に對する租税と同樣、全然消費者の負擔に歸するものである。この税が地代に對する租税と異なるところは、その地代税の達し及ばざる土地に影響し、且つ後者が動かさぬ原生產物價格を騰貴せしむるところに存する。品質最劣等の土地も最良の土地と等しく十分一税を納め、而も正確にその土地から得られた收穫に比例して之を納める。故に十分一税は一個の平等税である。」そうして「十分一税と原生產物に對する租税との唯一の差異は、一方は可變なる貨幣租税、他方は確定せる貨幣租税なることである。社會が穀物生產の利便に增減なき静止狀態にあるところでは、兩者は正しくその效果を一にするであらう。蓋し、斯る狀態の下に於ては、穀物の價格は不變であるべく、從つて租税も亦た不變であらうからである。退步狀態の下、若しくは農業上に大なる改良が行はれ、從つて原生產物が他の諸物に比して價値の下る狀態の下に於ては、永續不變なる貨幣租税よりも十分一税の方が輕い税となるであらう。」と論じ、「十分一税に對する主なる反對論は、それが不變確定の税でなくて、穀物生產の困難が增大するに連れてその價値が增大するといふことにある。」そうして「若し同額の價値が教會の爲めに、耕作の困難の增すに連れて十分一税が增加すると同樣の方法で增加する、他の何れかの方法によつて徵收せられたならば、その結果は同一であり、從つて、それが土地から徵收せられるの故を以て、同一の額が何れか他の方法によつて徵收せられた場合以上に耕作を阻害すると思ふのは誤解である。教會は、何れの場合に於ても、常にその國の土地及び勞働の純收穫の增大せる分前を取得することになるであらう。社會の進步する狀態に於ては、土地の純收穫は、常にその總收穫に比例して減少しつつあるものであるが、併し進步する國に於ても、静止的の國に於ても、一切の租税が究極支拂はれる源は、一國の純所得である。苟も一の税にして、總所得と共に增大して、而して純所得の負擔に歸するものは、必ず極めて苛重、極めて

堪え難き租税でなくてはならぬ。十分一税は、土地の純收穫の十分一ではなくて、總收穫の十分一であり、従つて社會の富が增進するに連れ、總收穫に對する割合は同一なるも、純收穫に對しては益々大なる割合を占むるものとならざるを得ないのである。」と論じ、ついで十分一税は自国の生産したる穀物に課税し、穀物の輸入に対して拘束をしないならば輸入に対する奨励金たる作用を有するものである。故に地主に有害なるものと考えられる。従って斯る奨励金の作用によって需要減退という結果になる。これが救済策として輸入穀物に対しても同じ課税をするならば至当公平なる措置である。然し之が国家収入とならず教会基金の増加を意味するならば全体として総生産量が増加したとしても、その総量中生産的諸階級に配当せらるる部分は之を減少せしめると論ずるのである。[21] 斯くてA・スミスが十分の一税がその担税額だけ地代を減額することによって地主に転嫁せられるというのとその論趣を大いに異にしているのである。

註(1) Adam Smith, The Wealth of Nations, p. 144. 大内兵衛・松川七郎訳「諸国民の富」㈢七頁—八頁、大内兵衛譯「國富論」㈠二八〇頁—二八一頁。

(2) Adam Smith, Ibid. p. 52. p. 777. 大内兵衛・松川七郎訳「諸国民の富」一九六頁。大内兵衛譯「國富論」㈠一〇八頁—一〇九頁及び大内兵衛譯「國富論」㈣二七五頁。

(3) Adam Smith, Ibid. p.p. 779. 780. 大内兵衛譯「國富論」㈣二八一頁—二八三頁。

(4) Adam Smith, Ibid. p. 780. 邦訳 同書 二八二頁。

(5) Adam Smith, Ibid. p. 781. 邦訳 同書 二八三—二八五頁。

イギリスに於ける土地の騰貴を例として説明している。「この國の殆んど到るところにおいて大に繁榮したからであつた、そしてイギリス王國の殆んどすべての所有地の地代が、この評價がはじめられて以來、不斷に騰貴し、下落したものは殆んどなかつたからであつた。それで地主達は、彼等がその所有地の現在の地代によつて當然上納すべき筈の税と、過

去の評價によつて彼等が實際に上納した税との差額を、殆んどいかなる場合にも、利得したのであつた。かりに國狀がこれと異り、耕作が衰退して、地代が下落していたのであつたならば、すべての地主は多くの場合右の差額を損しなくてはならなかつたに相違ない。革命以來起つた事態においては、評價格の不變性は地主に有利で元首に不利であつた。が、もし事態がそれと違つていたならばそれは、元首に有利に地主に不利となつていたに相違ない。」

(6) これは課税標準に対して十分の一の割合を以て課せられる収獲比例税を十分の一税（一般には Tithe が用語とせられている）というのである。元来教会税より発展したるものでキリスト教発生以前のユダヤ教にその端を発するといはれ、キリスト教時代に入って七世紀の末葉に至り教会経済の収入源として設定せられ、その後教会経済は国家によって補償せらるることになり十分の一税の徴収権は国王又は領主に帰属することになった。この課税対象は土地収益、事業収益であるが、収益比例の現物納付であった。然るに貨幣経済時代に入り現物納付が退化し、又この収益比例も十分の一に固定しなくなったが十分の一税なる名称はその後も続いている。一八三六年イギリスにおいてはこの租税が土地の負担を増大せしめ公平なる負担を失するものとして土地の負担に帰するものは地租に改正せられている。

(7) Adm Smith, The Wealth of Nations, p.p. 788-789.　大内兵衛譯「國富論」㈣三〇〇頁—三〇一頁。

(8) Adam Smith, Ibid. p.p. 791-792.　邦訳　同書　三〇八頁—三一一頁。

(9) Adam Smith, Ibid, p. 782.　邦訳　同書　二八六頁。

(10) Adam Smith, Ibid. p.p. 783-784.　邦訳　同書　二九〇頁—二九一頁。

(11) Adam Smith, Ibid. p. 783.　邦訳　同書　二八八頁—二九〇頁。

(12) 「たとえ地主が改良的実験の先駆者であろうと、社会の中心は小作人＝資本家的農業者なのであり、進歩的地主とは自作農としての地主のことであって、土地所有者すなわち地代取得者としての地主ではないとさえいいうるだろう。」「スミスが地主と小作人＝資本家的農業者との関係、すなわち地代と利潤との関係をこのようにみたことは、彼の歴史的位置を知るのに役立つであろう。つまりスミスは、農業資本家の立場に立つのであって、単に土地所有者としての地主の立場に立つのではない。」「一般に近代商業資本の先駆者としての性格を示すものである。」高島善哉著　原典解説　スミス「国富論」—政策篇　一五五頁又は高島善哉編集「スミス　國富論講義」5　三六頁—三七頁。

(13) David Ricardo, Principles of Political Economy and Taxation, Everyman's Library, 1926. p. 33.　小泉信三

訳「経済学及び課税の原理」上巻　五六―七五頁。堀経夫監修　増訂新版「経済思想史辞典」一九三頁―一九四頁。

(14) John Stuart Mill, Principles of Political Economy, p. 402.

(15) John Stuart Mill, Ibid. p. 823.

(16) Adam Smith, The Wealth of Nations, p.p. 779-823.

(17) David Ricardo, Principles of Political Economy and Taxation, Chap. X, p. 110 小泉信三訳「経済学及び課税の原理」上巻一六七頁参照。

(18) David Ricardo, Ibid. Chap. X, pp. 110-111. 邦訳　同書　一七七頁参照。

(19) John Stuart Mill, Principles of Political Economy p. 824.

(20) John Stuart Mill, Ibid. p.p. 841-842.

(21) David Ricard, Principles of Political Economy and Taxation, p.p. 112-113 小泉信三訳「経済学及び課税の原理」上巻一七九頁―一八三頁。

二

A・スミスによれば資本 stock より生ずる収入又は利潤は自ら二つの部分に分たれるという。それは利子の支払に当てるべき部分と、利子を支払うのに必要なもの以上に残る剰余分、換言すれば利子支払の必要の超加部分との両者であり之を判然と区別して考えるのである。この剰余分は直接に課税すべき物件でないことは明らかであるとなし、尚それは資本を使用するための危険と手数とに対する報償となるものであり、一般的にいって極めて穏当なるもので軽少に過ぎるほどの報償であるとA・スミスは言うている。資本の使用者はこの程度くらいは報償金を得なくてはならないし自己の利益を害しないで、その資本の使用を継続してゆくことはできないとなし、企業者利潤の本質を危険補償として考えている。従って、もし全利潤を標準として直接に課税せられるとすれば、

その利潤の率を引上げるか又はその租税を利子の上に課するか、即ち利子の支払をより少なくするかのいずれかである。もしも利潤率をその租税だけ引上げるとすれば、その租税そのものは前払されるものであるとしても、終局的負担関係については次の異れる二種の人々の内のいずれかの人によって支払われることになる。そしてこのいずれになるかは管理権を有する資本の使い方に依ることで、そのときの事情によって異なるのである。即ちもしそれを農業資本として土地の耕作のために使用したる場合に於ては、その利潤の率を高めるには、土地の生産物の内で、より多くの部分を或はそのより多くの部分の価格を留保しなくてはならなくなる。そしてこのことは地代を減少せしめることになるのであるから、この租税の終局的負担関係は地主に帰するのである。資本を商業又は製造業のための資本として投下したるときに於ては、財貨の価格を引上げる以外には利潤率を高める方法はない。従ってこの租税の終局的負担関係はすべてこれ等の財貨の消費者に転嫁せられてその負担となるのである。然し利潤を引上げなかったときには、その租税全体を貨幣の利子に割当てらるべきその部分に課さざるを得ないのである。即ち借入資本の大小如何を問わず、それに対して支払われる利子はより少くなるのである。従ってこの租税の全負担は貨幣の利子の上に落ちるのである。このいずれか或る方法によってこの租税を免れ得ないときは他の方法によって免れるしかないことになるのである。貨幣の利子は一見して土地の地代と等しく直接に課税さるべき適当な物件であるかの如くに考えられる。それは地代と等しく資本 stock を使用するための危険と手数とを全部完全に補償した上で残存する純生産物である。地代に対する租税は地代を引上げ得るものではない。その理由は農業者の資本を正当な利潤と共に償却し、その後に残る純生産物はこの課税のために増加するということはあり得ないからである。同様の理由により、貨幣の利子に対する租税は利子率を引上げ得るものではない。

蓋し一国に於ける資本又は貨幣の量は課税ありたる後もその従前と何等増減することのないことは土地の場合と同様であるからである。利潤の普通率は、何処においても、使用せらるべき資本の用途又はその資本を使用したる結果必然的に為される仕事の量に対する比例によって定まるのである。然しこの用途またはそれを使用して為されるに相違ない仕事の量そのものは貨幣の利子に対して租税が課せられても、そのために何等増減するところはない。そうしてもし使用されるべき資本の量が何等増減するところがないとするならば利潤の普通率そのものは又必然に不変となるものと思はれる。そうして又この利潤の内で使用者の危険と手数との報償に当てられる部分は勿論不変である。この危険と手数が如何なる点においても変化しないのであるから、斯くて残余即ち資本の所有者に属し、利子の支払に充当せらるべき部分も又必然に変化しないであろう。斯くの如くにして一見したるところにおいては、貨幣の利子は土地の地代同様に直接に課税さるべき適当な物件であるように考えられるのである。

然し貨幣の利子は土地の地代に比して直接課税の物件としては適当ならざるものであるとする理由が二つある。個人が土地を所有するについて、その面積と価格とは決して秘密にできるものではなく常にそれを極めて正確に知ることができる。然るにその所有するところの貸付資本の金額は常に秘密とされ、それを相当正確に把握することは困難なるのみならず、貸付額そのものは常に変動していくものである。即ち各個人の受領する額を確めることは困難であり且正確であり得ない。土地はその本質上一定の所に固定していて移動することのできない固定性をもった物件であるが、資本 stock は流動性をもっており移動し易いのである。土地の所有者は必ずその所有地が存在する国の市民でなければならないが、資本の所有者は本来その資本をもって地域的に制約をうけること

なく世界のいずれにおいても活動できる性格のものである。即ち世界の市民 a citizen of the world であって必ずしも或一国に固着していなければならないという必要は認められない、もし重税を賦課せられ、その為に煩しい課税調査の対象となる惧があるならば、資本の所有者は斯かる国はすててもよいと考え、斯かる国からはその資本を他の一国に移しそこで或は資本の所有者はその事業を行い、或はもっと気軽にその資産を楽しんだ方がよいと考える。斯くして資本の所有者がその資本を移動せしむれば、この資本が資本所有者の見棄てた国に於て維持していたすべての産業活動を停止するに等しいのであると述べている。資本と労働は本質的にみれば課税方法の如何により又はその租税の転嫁の如何によって、その負担関係において国内的にも国際的にも移動していく性質をもっているが、この関係にふれ、資本は土地を耕作し、資本は労働を使う、苟くも或る国からその資本を駆逐する租税は、その国家社会にとってあらゆる収入の源泉たるものを駆逐するものといわなければならない。斯くてこの移動により、資本の利潤は勿論土地の地代にありても労働の賃銀にありても必ず何程か減少するからである。斯くの如く資本に課税せられるとその資本は国外に流出することになる。従って資本から来る収入に課税する試をもつ国々に於ては右に述べてきた如き厳密なる所得調査、課税調査を行わず、極めて寛大なる、それ故ある程度恣意的な推定課税を以て満足している。斯くの如くにして賦課される租税は極端に不公平であり、不確実である。然し推定課税による推定が非常に低い評価によってなされているときに於ては償れ得る。即ち何人もその真実の収入より割当が遙かに少ないために仮令隣人が多少より低く割当てられていてもそれを敢て気にかけることをしないからである。又資本 stock が特殊の産業部門に投下されているとき、その資本の利潤に課せられる租税は終局的には商人の負担とならないで財貨の消費者の負担となるものである。即ち特殊産業部門に於ける

商品の価値が騰貴してその租税は終局的には消費者に転嫁する。一般的にいってその産業部門に於ては必ず相当の利潤を獲得されなければならないが、苟も競争が自由であると前提する限り、それ以上の利潤をあげ得る筈がないのである。従ってその租税は消費者に転嫁せざるを得ないのである。農業の利潤に課する租税は他の営業の利潤に課する租税と異り消費者の負担とはならず地代の減少となって地主に転嫁されてゆくものである[1]と論ずるのである。

D・リカアドオにありては利潤に対する租税を、租税が特定産業の利潤に課せられる場合と全産業の利潤に対して課せられる場合の二つの方向から考察している。利潤に対する局部的な租税は、その租税が課せられるところの商品の価格を騰貴せしめる。或商人の利潤に対する租税は、その商品の価格を騰貴せしめる。即ちその商人の利潤に対して租税が課せられ、他の産業に於ける利潤に対して租税が賦課されないとすれば、その商人がその商品の価格を騰貴せしめない限りは、その商人の利潤は一般的なる利潤の率以下に下る。従って商人はその職業をすてて他の職業におもむくことになる。斯くして特定産業に於ける利潤に対する租税は資本家の負担とはならず、その商品の消費者に転嫁していくのであると論ずるのである。斯くの如く一部分の利潤に対して課税されることなく全産業の利潤に対して比例的に租税が課せられる場合は各商品の価格は騰貴する。利潤に比例した租税が全産業に対して課せられれば各商品の価格は騰貴するが、此場合貨幣価値が不変であるとするならば、各資本家はその利潤に比例したる租税を負担することになるのである。全産業に対して比例したる租税が課せられて商品の価格がその租税額だけ騰貴したる結果として利潤は租税額だけ増加する。そうして、その増加分は租税として政府に納めるのであるから一見して従前と同額の利潤を獲得し少しも租税を負担しないかに思われる。然しな

がらその利潤によって購買するところの商品の価格は、その租税額だけ騰貴している筈であるから同じ利潤を以って以前より少量の商品しか購入できないことになる。そうして、その減少したる分だけが政府に租税として徴収されたことになると主張するのである。(2)

J・S・ミルにありては利潤に対する租税は少くともその直接の効果としてはすべて納税者の負担に帰するものである。すべての利潤は如何なる性質の利潤と雖もすべて同様に租税の影響を受け納税者の負担となる。従って職業を変更しても、その職業によって獲得する利潤に対する租税を免れることはできないと論ずる。蓋し事業収益課税は納税者の負担となるとその転嫁問題を提出する。然しながら或一つの産業の利潤に対してのみ租税が課せられるときは、この租税によってその産業に於ける商品の生産費を現実に増加する。従ってその商品の価値及び価格は騰貴するのである。故にこの租税は消費者に転嫁せられてその負担となり、利潤そのものに対しては減少をきたさないのである。すべての産業に於けるあらゆる利潤に対して一般的に又公平 a general and equal tax on all profits に租税を課するときは、この課税によって一般の物価に変動をきたすことはない。従って少くとも最初の間はこの租税は資本家の負担となるのみであるとその負担関係を明にするのである。然しながら、その蓄積されたる資本が極めて大にして年々の蓄積の速度が極めて早く資本の輸出または生産上における不断の改良によって、その静止状態を免れている国に於て現実に利潤の率を引下げなければならないならば影響せずにはおかない。利潤が減少し、以って資本を用いることによって利益を獲得し得ず、又生活の困難をきたすと、之に刺激せられて或発明をなし之を用いることになる。又生産技術の改良が大いに促進し労働者の消費物がこれによって直接又は間接に低廉となるならば利潤は高くなり、それによって租税として徴収せられたる分を償うことができ

る。従って租税を課することによって何人も不利益をうけることはない。即ち一国内の生産物は租税と同額、又はその租税額以上多額に増加しているからである。然しこの場合に於ても租税はその利潤によって負担せられると考えなければならない。即ち利潤を受けとる者は租税が課せられないときはそれだけ利益を得ていた筈であるからである。利潤の一部に対して国家政策、或はその他の方法により之を徴収するときは生産上の管理、又は経営管理がなされる傾向があっても、それは大したものでなく、一般の利潤を高めるような改良はなされない。又一般の利潤を高め得たとしても租税を課せられたることによって減少したる分を償うほどには高くはならないときもあると考えられる。斯くの如き場合には利潤の率は徐々に最低の率へと近ずいていくことになる。そうして斯くの如く資本の利潤が低下するときはそのことによって蓄積の増加の進行が静止することは明らかである。又資本のその年間に増加したるもののうち輸出せられ或は投機のために浪費せらるる部分は、従前より増大するものと考えられるのである。その課税は最初の間は全く利潤の負担となるものである。利潤に対する租税によって阻止されずに資本の増加が引続き進行するものとしても、利潤はそれに対する租税が課せられているときと同じ水準にまで低下する傾向を有するものである。そうして十年或は二十年目毎に租税を課したる現実の利潤と租税を課さざりし事を想定して得たる利潤との差異を減少し、遂にはその間に差異が全くなくなる。そうして、その租税は労働者又は地主の負担となるものと考えられる。利潤に対する租税の本質は或一定期間内に於て利潤に対する租税を課せざりしときに比較して資本及び生産の総高を一層少からしめ、その静止を一層早く招来せしめる。それは国富総額が尚一層減少しているときにくるものである。利潤に対して租税を課したるために一国の現存の資本が減少することもある。現実の最少限度に利潤の率が達しており、その利潤の率が低下をなすべき資本

の年間の増加分のすべてが輸出または投機のためになくなってしまうようなときに、更にこの利潤を減少せしむる如き租税を課せれば現存の資本の一部は運び去られるものと考えられる。斯くの如き効果は利潤に対する租税の特殊なる、そうして不正なるときにのみ限られているものではない。租税が一般に重課せられ、その租税が利潤を侵蝕するときは特殊な租税の場合と同じく資本を国外に逃亡せしめ安全なる利益を減少せしめる。そうして軽率なる投機を誘発するものであり、蓄積の意欲を喪失せしめ、以ってその静止の到来を早からしむるものと考えられるのである。蓄積が静止に近い程進んでおらず、そうして少くとも蓄積が行われているときに於ては、その蓄積は利潤のこの一部分の削除のために幾らか妨害されざるを得ない。そうしてその改良を奨励したその結果が之を償うに足らない限りは、その負担の一部は資本家より転嫁して労働者及び地主が負担することになる。又蓄積の割合が減少したるときは、そのために必ず労働者又は地主のいずれかが損害をうけることになるのである。人口が従前の如く増加しつづけているときには、損害をうけるのは労働者である。人口が斯く増加しつづけないものとするならば耕作はその促進を妨げられ、地主はその獲得し得たであろう地代の増加が得られなくなる。利潤に対する租税が永久に資本家のみの負担となる国は恐らく蓄積が新たに起らず、従って資本の静止した国である。斯くの如き国に於ては利潤に対する租税を課税しても資本家は従来の習慣のため、又は貧乏になることを欲しないため旧来の資本を維持し、この租税を悉く負担しつづけてゆくものと考える。斯く利潤に対する租税は複雑にして或点では不確実であると論じている。(3)

註(1) Adam Smith, Ibid. p.p. 798-804. 大内兵衛譯「國富論」㈣三二四―三三八頁。
(2) David Ricardo, Ibid. Chap. 15. p.p. 132-139.
(3) John Stuart Mill, Ibid. p.p. 824-827.

三

A・スミスによれば労働者の労働賃金は労働に対する需要とそうして食料の平均通常の価格とによって決定せられるのであると二つの条件を提示し、そうして労働需要の程度によって労働者の生活を決定し、又その生活の程度を決定するとなし、食料の通常の平均価格によって労働者の生活に必要なる労働賃銀の額が決定せられると論じ、従って労働賃金に対して直接課税を課するときは労働に対する需要と生活資料との価格が同じである間は労働賃銀をその労働賃銀に対する租税額よりは多少引上げることになる。然しこの租税額は資本家が一時前貸することになるが、然しその製品の価格を騰貴せしむることによって、その製品の消費者に対して転嫁し而して前貸したる租税に対する利潤をもあわせて回収する。従って消費者は前貸利潤と共にその租税を負担することになると述べる。又農業労働者の労働賃金に対して租税が課せられるときは農業者は地代の支払を少なくすることによって前貸したる租税に対する利潤と共に之を地主に転嫁する。従って前貸利潤と共に租税を負担するものは地主であるという。(1) 即ちA・スミスに従えば、要するに労働賃銀に対して租税を課するときは労働賃銀を騰貴せしめる。(2) 従って工業製産物に於ては、その商品の価格を騰貴せしめ、労働賃銀の騰貴のためによる租税額を、その商品の消費者に負担せしめる。又農業生産物に於ては、その価格を騰貴せしめることなく地代を減少せしめることによって労働賃銀の騰貴による租税額を地主に負担せしめると主張しているのである。

D・リカアドオにありては労働賃銀に対して租税が課せられたるときは労働賃銀を騰貴せしめ、以って資本stockの利潤の率を減少せしめるものと考える。即ち労働賃銀に対して租税が課せられるとき労働賃銀を騰貴せ

しめるとなす点についてはA・スミスにありてもD・リカアドオにありてもその見解を一にしているのであるが、然しながら労働賃銀に対して租税を課することによって労働賃銀が騰貴し、斯かる労働賃銀の騰貴が工業製産品の価格を騰貴せしめ以ってこの租税が消費者に転嫁する。又農業生産品にありては、その価格に関係なく地代を減少せしめて之を地主に転嫁せしむるとなすことについてはD・リカアドオに於ては必ずしもその見解を一にしているとはいへないのである。D・リカアドオにありては労働賃銀に対する租税は資本の利潤の率を減少せしめる。従って労働賃銀に於ける租税はすべて利潤に対する租税であるという。従ってD・リカアドオは資本の利潤に課税せられるか、或は労働賃金に課税せられるかはその直接的影響を除外する限りに於て重要な問題ではないと考えるのである。そうして労働賃銀に対する課税に於て労働賃銀が騰貴しないとすれば労働に対する競争が増加するものである。即ち労働賃銀に対する租税を負担しない資本の所有者は労働を傭役するために同額の資金を必要とするものである。然るに租税を収納する政府は労働を傭役するために附加的資金を必要とするのである。斯くして政府と国民とは互に競争することになり、その結果労働の価格は騰貴することになる。この場合政府にしても国民にしても同量の労働を傭役し得ることになるも、政府の場合は附加的賃銀にて傭役をなし得ることになるのであると労働賃金騰貴の理由を説明している。総ての商品の交換価値はそれが製造品、鉱山生産物或は土地の生産物のいずれにしても常に最も有利なるそうして全く生産の特殊なる便宜を有する人によって享受されるという事情のもとに於てはその生産のために必要とするより少ない労働量によって決定されるものではなく、斯かる便宜を有しないものによってその生産のために必然的に投下されるところのより大なる労働量によって、最も不利なる事情のもとに於てそれらのものを継続して生産するところのものによって決定されるのである。生産

物の価値が最大の投下労働量によって決定されるためにより有利なる条件の下に生産する生産者は之と同量の労働量を投下することによってより大なる価値を生産することができるのである。土地の生産物に於ては斯かる超加的なる価値が地主に帰属するのである。製造品に於てはそれは超加利潤を形成するものである。然し斯る超加利潤は利潤率平均化の作用によって消滅すべき一時的なる存在に過ぎないものである。従って斯くの如き価値決定の法則は事実上土地の原始生産物に関してのみ適用され得るものと解されるのである。斯くして一国に於ける総生産価値のなかで斯る超加部分を以て表わされるところの地代を控除すれば賃銀と利潤に分けることができるが、これに際して賃銀が騰貴する割合に応じて利潤が下落し、労働賃銀の高低に比例して利潤は高低する。労働賃銀の騰貴する原因の如何にかかわらず資本の利潤を下落せしむることになるのである。斯くして労働賃銀に対する課税は労働賃銀を騰貴せしめ、労働賃銀の騰貴は利潤を下落せしめることになると説明している。(3)

J・S・ミルにありては労働賃銀を二種類に分類し労働賃銀に課せられる租税の帰着関係が各異なるものであると論じている。即ち労働賃銀には一般の不熟練なる労働に対する労働賃銀と、自然的又は人為的独占により競争の範囲外におかれているが如き肉体的又は精神的なる、そうして熟練的又は特権的職業に於ける労働賃銀とがある。労働賃銀に対して租税が課せられたるときこの両者の間では相当にその租税の帰属関係が異なるのである。現在の社会状態に於ては、即ち一般に教養の低い社会状態に於ては高級なる精神労働又は教養を必要とする労働はいずれも独占的価格を有している。そうして斯くの如き高級なる精神労働又は教養を要する職業に於ける労働の賃銀は一般労働者の労働賃銀よりも非常に超えたる賃銀が支払われなければならないし、又その職業につくために必要な費用と煩労と時間の損失に対してそれに相応する程度を遥かに超えて支払われなければならないとな

し、之等の労働賃銀は所得であるが、斯くの如き労働者の労働所得の割合は一般的水準以上で、即ち正当な割合以上でそれ以下ではあり得ない。従ってこれ等の所得に対して租税が課せられても納税者は之を他の階級に転嫁することはできない。この租税はその納税者の負担となるものであると論じている。合衆国又は新植民地の如き場合に於ては一般的なる労働賃銀についても之と同様のことがいえるのである。即ちかかる新興地域に於ては人口が増加していくものであるが、その人口の増加におとらず之にまして資本が急速に増加していくものであるから、この資本の増加によって労働賃銀が下落しないのであって、労働者が或一定の裕福なる度合に於ける生活水準を保っていることによるものではない。斯かる場合は労働賃銀に租税を課し、又はその他の理由によって労働者の生活水準は幾分低下する。尚人口が絶えず増加を続けているときは労働賃銀に対する租税は労働者の負担するところとなり、労働者の生活水準を低下せしめることになる。斯かる状況に於ては必然的に労働者の生活水準を低下せしむるのであるが、労働賃銀に対して租税を課することによってその低下が一層早くなることになる。すべての沃土を占有せられることになれば資本の増加の率は減少せざるを得ないのである。従って労働者の生活なり、条件なりが同一であるならば労働者の生活水準は低下せざるを得ないのである。然しながらこれに対しては反対の見解がある。即ち労働賃銀に対して租税を課することは、斯く労働者の生活を圧迫し、労働者に対して有害なる効果をもつものではない。租税として吸収せられたる貨幣はその国内に於て支出せられるものであるから労働に対する需要によって労働者に還元するものであるとなすものがあるが、然しこの見解は誤っている。即ち国家経費が不生産的に支出せられるときは直接に労働を購入するときの外は労働賃銀を騰貴せしめ、或は労働賃銀を或一定程度に維持する傾向は有しないものである。国家が労働者より吸収したる租税を以って、その全部

を兵役、公共事業等の労働雇用に支出すれば之は確しかに労働者階級にその租税を還元するものであり現実に於ては貨幣を労働者に分配するものである。然し国家がこの租税を以ってその全部をすべて物件費に充当し、又はこの物件費に附随する人件費に充当したるときは、そのために労働の需要の増加することはあり得ないことであり、尚又労働賃銀を騰貴せしむることもあり得ない。労働者から貨幣を吸収し、之を以って物品に消費することが労働者にその貨幣を還元せしむることになるならば、他の階級から貨幣を吸収し、之を以って同様に消費することに於ても又労働者にこの貨幣を附与することになる。従って、国家が租税をより多く徴収すれば、それだけ労働に対する需要が増加し労働者の生活水準が上昇することになる。J・S・ミルは斯くの如き論議そのものが不合理であると論ずるのである。次にA・スミスの見解に対して批判を下している。一般の社会に於て労働賃銀を定むるところのものは或最低の労働者の生活を保持し得る水準によって或一定の労働者が存在せしめられ、この最低の生活水準を尚低下せしむれば労働者が増加し得ないという一般的な労働者の生活標準によって定まるのである。社会に於て斯かる生活標準が存在するとき労働賃銀に対して租税を課すれば、その租税は一応は労働者それ自身の負担となるものと考えられる。そうして一般的に生活水準そのものを低下せしめない限りは、この租税を課することによる一時的の圧迫によって労働者の増加が阻止せられ、従って労働賃銀が高くない労働者の生活水準が回復するものと思われる。この場合この租税の負担関係についてA・スミスによれば消費者としての一般社会の負担となる。即ち労働賃銀の騰貴は一般物価を騰貴せしめるからであるというているが、然しながら産業全般に亙って同様の影響を及ぼすが如き事情によって一般物価は騰貴せしめられるものでない、一般物価を定むる原因は他に存在するものである。労働賃銀に対して租税が課せられるために労賃働銀が騰貴したるときは、

この騰貴したる部分はその他の労働費増加のときと同じく利潤によって支弁せられなければならないのである。自由労働者の労働賃銀に対して租税を課することは之等最も貧困なる階級の生活水準を永久に低下せしむる結果になる。所得が健康の維持に必要なる額を超えざるものに対しては直接税を課すべきでない。斯かる極めて低額なる所得は一般に手仕事によって得らるるものである。そうして斯かる所得に対して租税を課するときは労働者階級の生活水準を永久に低下することになるか、又は利潤が減少し、以って資本家はその直接税を負担することになり、尚又間接税をも負担することになるのである。斯くの如き事態は租税の公平の原則 the fundamental rule of equality を犯すものであり又利潤に対して特殊の租税を課することは国富を減少せしめ、以って社会の担税力を損ずるものであると論ずる。(4)

これまで地代、利子利潤及び労働賃銀に対する租税を観察してきたのであったが、A・スミスによればこれ等の源泉に普遍して課せられる租税、即ち収入全体に対して課せられる租税があるとなし、斯かる租税として人頭税 capitation taxes 消費物税 tax npon commodities をあげているのである。人頭税は各個人の財産、収入に対して課するものであるから不公平となる。然し人頭税に於ける徴税費用は少なくてすむものであり、又実施の方法によっては確実なる国家収入となすことができるのであると述べる。消費財貨に課せられる租税は消費者の収入の性質や種類に関係なくその有するところの収入から、或は土地の地代から或は労働の賃銀から支払われなければならない。生活必需品に対して課税されるときにはその商品の価格を租税額以上に騰貴せしめ、生活必需品の騰貴はそれに比例して労働賃銀を騰貴せしめ、以て労働賃銀に対する直接課税と同様なる結果を生ずることになる。即ち生活必需品に対する課税が工業労働者の労働賃銀を騰貴せしむるときは終極的には工業製品の消費者

が租税を負担することになる。又農業労働者の労働賃銀を騰貴せしむるならば租税は終極的に地主によって負担されることになる。奢侈品に対する課税は課税される商品の価格以外に他の商品の価格を騰貴せしめる傾向をもっていないのである。従って奢侈品に対する租税は終極的には何等の副作用なくその課税対象となる商品の消費者によって負担せられる、そうしてそれは必然的に労働賃銀、利子利潤及び地代にかかってくるものであると論じている。(5)

A・スミスにありては消費税に於ける課税物件を生活必要品と奢侈品とに分類するのである。生活必要品に対して消費税を課するときは生活必要品の価格をその租税額以上に騰貴せしめる結果になるのである。そうしてこの租税を納付する商人は之を回収するに利潤をつけることになるから、従って生活必要品の価格が騰貴するのであると論じ、労働賃銀は労働に対する需要と生活必要品の価格が騰貴すれば必然的に労働賃銀が騰貴することになるのである。従って生活必要品に対して租税を課するときの消費税の影響は賃銀税の影響と同じ結果になるものであるという。奢侈品については生活必要品の如く一般に消費せずとも生活に支障なきものであるから奢侈品に対して消費税を課しても労働賃銀には影響することなく、その騰貴をきたすものではない。そうして奢侈品に対する租税は納税者の負担となるものである。生活必要品に対する租税は最終的に富裕なる消費者、或は地主、雇主の負担となるものであると論じている。斯くて消費税に於けるA・スミスの政策的見解のなかには概念の漠然としたものがうかがえるのである。即ち生活必要品に対する租税は労働者階級の圧迫となるものと考え、又生活必要品に対する租税は価格の騰貴、労働賃銀の騰貴となり、社会に於ける上層階級へ転嫁するものであるというう。そうして又財政収入上の弾力性を認めているのである。D・リカアドオにありてはその所論はA・スミスに

於ける所論よりも尚精密であり分析、推理がなされている。原始生産物に対して租税を課するときは生産費を増加せしめ価格の騰貴となり消費者に転嫁せられる。然し原始生産物が労働者の生活必需品である限りは、その価格は騰貴し必然的に労働賃銀を騰貴せしめる。その労働賃銀の騰貴は利潤を下落せしめる。原始生産物に対する租税がその消費者に影響する限りに於いては公平なる租税になる。然し利潤に影響する限りに於いては不公平なる租税となるという。一般商品に対して消費税を課するときは、その租税は価格の騰貴を促し消費者に転嫁せられる。必要品の場合は価格を騰貴せしめ、従って労働賃銀の騰貴を促し雇主に転嫁せられる。これは原始生産物に対する場合と同様である。奢侈品に対して租税を課するときは労働賃銀、或は利潤の減少を伴わないのであるが、然しその価格を騰貴せしむることに於ては同様である。奢侈品に対する租税は、その消費者の負担となると主張している。J・S・ミルに於ては、或一つの商品に租税を課するにその生産段階に於て、又は流通段階に於て、そのいずれの段階において課するとしても、又従価税、従量税のいずれの課税方法によるものであっても一般原則として、この商品の価値及び価格は少くとも、その租税額だけは騰貴するものであるという。(6) 又生産費が租税のために人為的に増加したるときはその生産費の自然増加のときとその結果に於て同一である。一種又は数種の商品についてのみこの影響があるとすれば、その商品の価値及び価格は騰貴するものである。従ってその生産者又は商人はその特別の負担をなすことになる。然しながらすべての商品に対し租税が全くその価値に比例して課せられるときに於ては、この為に価値の一般的騰貴の起る理由が存在するものではない。尚又一般物価も騰貴するものではない。(7) 即ち価値に対して一般的騰貴が起るというが如きは妄説である。そうして又一般物価の騰貴に於ても、それは別個の原因によって発生するものであると論ずる。

註(1) Adam Smith, The Wealth of Nations, p.p. 815–817.

(2) 「茲にスミス博士が述べたやうな主張に對して、ブカナン氏（David Buchanan. 1779–1848. An inquiry into the taxation and Commercial policy of Great Britain, 1844）は二個の反對説を申し立てる。第一に、氏は勞働の貨幣賃銀が食料品の價格によつて左右されるといふことを否認し、第二に、氏は勞働賃銀に對する租税は勞働の價格を騰貴せしむべしといふことを否認するのである。」David Ricardo, Principles of Political Economy and Taxation, p. 140. 小泉信三訳「経済学及び課税の原理」上巻二二五頁。D・リカアドオにおけるA・スミス及びD・ビュキャンの引用及び批判については D. Ricardo, Ibid. p.p. 140–145. 邦訳 同書 二二四頁—二三二頁に述べられている。

(3) David Ricardo, Principles of Political Economy and Taxation. p. 140.

(4) John Stuart Mill, Principles of Political Economy. p.p. 827–829.

(5) Adam Smith, The Wealth of Nations, p.p. 818–824.

(6) John Stuart Mill, Principles, p. 838.

(7) John Stuart Mill, Ibid. p. 837.